

Title	日唐律令制における地方官人身分の比較研究
Sub Title	A comparison study on the status of the provincial officials in ancient Japan and Tang dynasty.
Author	十川, 陽一(Sogawa, Yoichi)
Publisher	慶應義塾大学
Publication year	2022
Jtitle	学事振興資金研究成果実績報告書 (2021.)
JaLC DOI	
Abstract	<p>本研究では、日本の古代国家の運営に不可欠でありながら、十分にその実態が明らかにされていない地方下級官人や、その周辺で行政に関与する准官人とでもいうべき雑任クラス存在に焦点を当て、中国との比較による制度上の位置づけや、採用母体となる社会集団の存在などを検討し、日本の律令国家の地方への展開過程の一端を明らかにするものである。</p> <p>最終年度にあたる今年度の成果は、主に以下の二点に集約される。</p> <p>①昨年度の成果として、出羽国府について論じた論文を公表した。出羽国府をめぐっては、奈良時代に秋田城へ進出したか否かをめぐって古くから論争が行われてきたが、ここでは出羽国内支配の状況も踏まえながら、奈良時代には秋田城に進出していたことを論じた。これにより、東北辺境における国司の位置づけや、その中での支配体制の具体像について理解を深めた。</p> <p>②今年度の課題である雑任クラスについて、日唐における牧制度の比較から検討した論文を執筆した（現在投稿、査読中）。そこでは、唐における牧の運営は原則として官人身分が担ったが、日本では牧の現場は非官人身分として権限が縮小され、国司の権限が強化されていることを明らかにした。このことは、律令制継受以前に、後に郡司となる階層よりも下位に位置する人々が牧の運営にあっていたことを背景とすると考えられる。その後、牧の運営に官人身分が関わるようになって、在地における権力形成とも連動するようになった。すなわち官人身分とは、国家によって行政の責任を付与されオーソライズされた存在であり、そのことが在地も含めた人々の需要につながったと考える。</p> <p>以上、雑任や国司を通じて官人身分の区別を厳密にし、官人身分への需要を具体的に把握することができた。</p> <p>This study focuses on the miscellaneous appointment classes in ancient Japan. These are essential to the operation of the ancient Japanese state, yet their actual status has not been fully clarified.</p> <p>The results of this year's study, the final year of the project, can be summarized in the following two main points.</p> <p>(1) While also taking into account the situation of domestic rule in Dewa provinces (出羽国), I discussed the fact that they had advanced to Akita Castle in the Nara period. This has deepened our understanding of the position of the Kokushi (国司) on the Tohoku frontier and the specifics of the ruling system within it.</p> <p>(2) I wrote a paper that examined the Zonin (雑任) class from the perspective of a comparison of the ranch system in Japan and Tang China. Through this paper, we argued that the official status was an entity authorized by the Ritsuryo state, and that this led to the demand for people, including those in local peoples.</p> <p>In sum, I was able to rigorously distinguish between official status through Zonin and Kokushi, and to identify the specific demand for Ritsuryo officials.</p>
Notes	
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=2021000003-20210064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究代表者	所属	文学部	職名	准教授	補助額	200 (B) 千円
	氏名	十川 陽一	氏名 (英語)	Yoichi SOGAWA		
研究課題 (日本語)						
日唐律令制における地方官人身分の比較研究						
研究課題 (英訳)						
A comparison study on the status of the provincial officials in ancient Japan and Tang dynasty.						
1. 研究成果実績の概要						
<p>本研究では、日本の古代国家の運営に不可欠でありながら、十分にその実態が明らかにされていない地方下級官人や、その周辺で行政に関与する准官人ともいべき雑任クラス存在に焦点を当て、中国との比較による制度上の位置づけや、採用母体となる社会集団の存在などを検討し、日本の律令国家の地方への展開過程の一端を明らかにするものである。</p> <p>最終年度にあたる今年度の成果は、主に以下の二点に集約される。</p> <p>①昨年度の成果として、出羽国府について論じた論文を公表した。出羽国府をめぐっては、奈良時代に秋田城へ進出したか否かをめぐって古くから論争が行われてきたが、ここでは出羽国内支配の状況も踏まえながら、奈良時代には秋田城に進出していたことを論じた。これにより、東北辺境における国司の位置づけや、その中での支配体制の具体像について理解を深めた。</p> <p>②今年度の課題である雑任クラスについて、日唐における牧制度の比較から検討した論文を執筆した(現在投稿、査読中)。ここでは、唐における牧の運営は原則として官人身分が担ったが、日本では牧の現場は非官人身分として権限が縮小され、国司の権限が強化されていることを明らかにした。このことは、律令制継受以前に、後に郡司となる階層よりも下位に位置する人々が牧の運営にあっていたことを背景とすると考えられる。その後、牧の運営に官人身分が関わるようになって、在地における権力形成とも連動するようになった。すなわち官人身分とは、国家によって行政の責任を付与されオーソライズされた存在であり、そのことが在地も含めた人々の需要につながったと考える。</p> <p>以上、雑任や国司を通じて官人身分の区別を厳密にし、官人身分への需要を具体的に把握することができた。</p>						
2. 研究成果実績の概要 (英訳)						
<p>This study focuses on the miscellaneous appointment classes in ancient Japan. These are essential to the operation of the ancient Japanese state, yet their actual status has not been fully clarified.</p> <p>The results of this year's study, the final year of the project, can be summarized in the following two main points.</p> <p>(1) While also taking into account the situation of domestic rule in Dewa provinces (出羽国), I discussed the fact that they had advanced to Akita Castle in the Nara period. This has deepened our understanding of the position of the Kokushi (国司) on the Tohoku frontier and the specifics of the ruling system within it.</p> <p>(2) I wrote a paper that examined the Zonin (雑任) class from the perspective of a comparison of the ranch system in Japan and Tang China. Through this paper, we argued that the official status was an entity authorized by the Ritsuryo state, and that this led to the demand for people, including those in local peoples.</p> <p>In sum, I was able to rigorously distinguish between official status through Zonin and Kokushi, and to identify the specific demand for Ritsuryo officials.</p>						
3. 本研究課題に関する発表						
発表者氏名 (著者・講演者)	発表課題名 (著書名・演題)	発表学術誌名 (著書発行所・講演学会)	学術誌発行年月 (著書発行年月・講演年月)			
十川陽一	「出羽国府と国内支配」	『日本歴史』879	2021年8月			